

# 参考資料

## 1. 策定経過

年	月日	会議名等	内容
令和4年度	12月6日	令和4年度第1回多賀城市都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>副委員長の指名について</li> <li>概要説明</li> </ul>
	3月9日	多賀城市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープランの概要について</li> </ul>
	3月24日	令和4年度第1回多賀城市都市計画マスタープラン策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープランの概要及び次期多賀城市都市計画マスタープランの骨子案について</li> </ul>
令和5年度	5月30日	令和5年度第1回多賀城市都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン（全体構想 素案）について</li> </ul>
	6月27日	令和5年度第1回多賀城市都市計画マスタープラン策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン（全体構想 素案）について</li> </ul>
	7月8日	第1回地域別懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の良さと将来の姿について</li> </ul>
	9月9日	第2回地域別懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の将来像を実現するための取組について</li> </ul>
	10月5日	多賀城市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン（全体構想 素案）について</li> </ul>
	10月23日	令和5年度第2回多賀城市都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン素案について</li> </ul>
	11月8日	令和5年度第2回多賀城市都市計画マスタープラン策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン素案について</li> </ul>
	11月13日	行政経営会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン素案について</li> </ul>
	11月28日	多賀城市全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン素案について</li> </ul>
	12月1日～12月14日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン案について</li> </ul>
	12月7日	多賀城市都市計画マスタープラン住民説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン案について</li> </ul>

都市計画マスタープランの概要

まちづくりの視点及び現状・課題

基本構想

分野別方針

地域別構想

計画の実現に向けて

参考資料

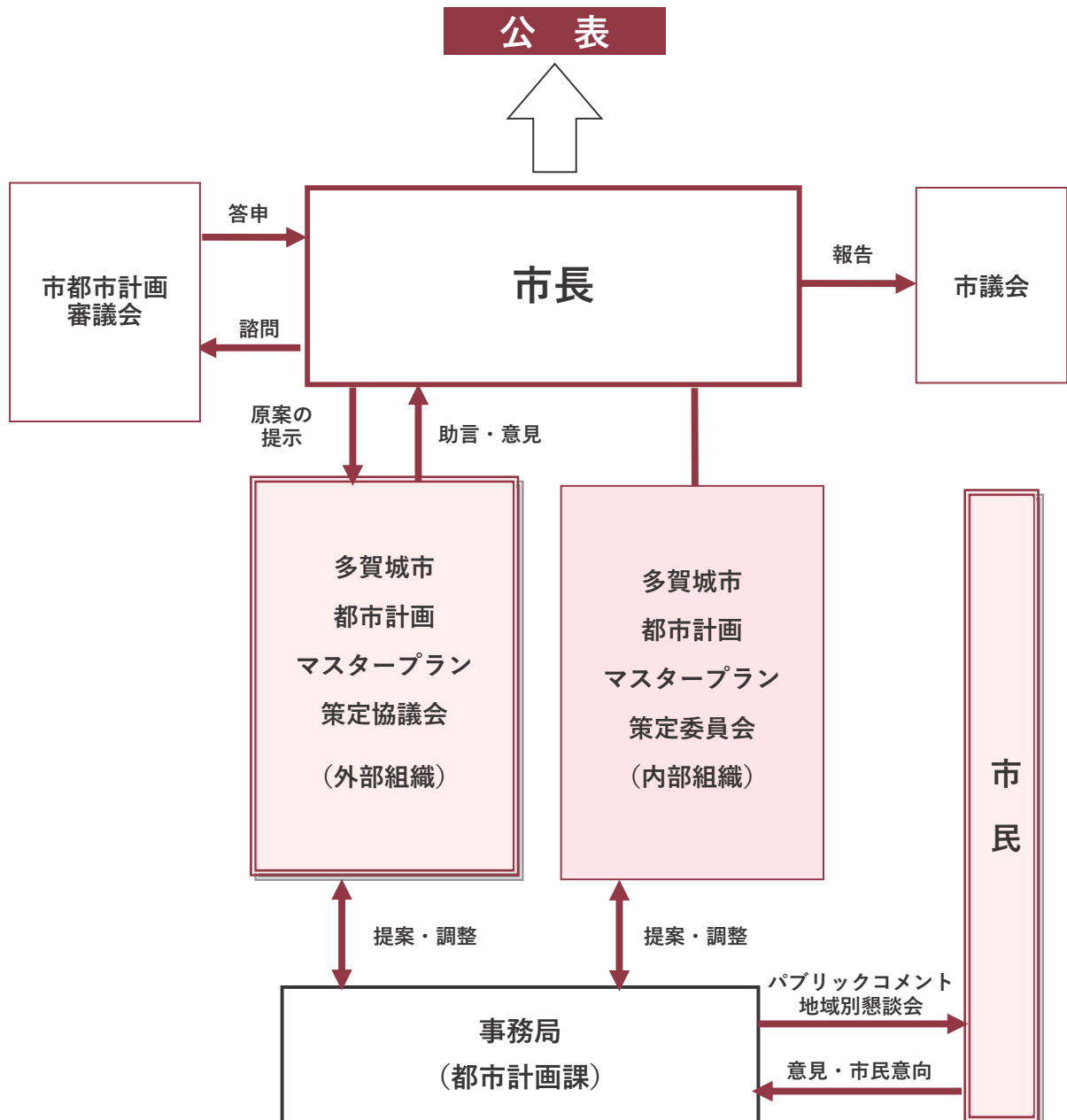
令和5年度	1月10日	令和5年度第3回 多賀城市都市計画マスター プラン策定委員会	・多賀城市都市計画マスタープラン案について
	1月11日	令和5年度第3回 多賀城市都市計画マスター プラン策定協議会	・多賀城市都市計画マスタープラン案について
	1月17日	多賀城市都市計画審議会	・多賀城市都市計画マスタープラン案について答申
	1月25日	行政経営会議	・多賀城市都市計画マスタープランの策定

## 2. 策定体制

本計画は、事務局（都市計画課）が原案を作成し、学識者等で構成される「策定協議会」及び市の職員で構成される「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定しました。

また、地域別懇談会の開催、パブリックコメントの実施、本市が毎年実施するまちづくりアンケートの結果等を活用して、市民意見の反映に努めました。

【本計画の策定体制】



■多賀城市都市計画マスタープラン策定協議会 委員名簿

氏名	役職等	備考
徳永 幸之	宮城大学事業構想学群 教授	委員長
安住 政之	多賀城・七ヶ浜商工会 会長	副会長
恒松 良純	東北学院大学工学部 教授	
柴田 十一夫	多賀城市社会福祉協議会 会長	
小網 大輔（令和5年8月まで） 荒 富顕（令和5年9月から）	七十七銀行多賀城支店 支店長	
遠藤 剛	仙台農業協同組合多賀城支店 支店長	
宮城 順	多賀城市観光協会	
小野寺 俊人	杜の都信用金庫 多賀城支店支店長	

■多賀城市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

所属	職
総務部	総務課長 危機管理課長
企画経営部	企画課長 市民文化創造課長
保健福祉部	社会福祉課長
都市産業部	都市計画課長 都市計画課参事 都市整備課長 産業振興課長 環境施設課長
上下水道部	企業経営課長
教育委員会	文化財課長

### 3. 地域別懇談会の結果

#### (1) 第1回地域別懇談会

##### 多賀城市都市計画マスタープラン策定に係る地域別懇談会 進行要領

1. あいさつ

7/8(土) 市民活動サポートセンター  
 ○午前の部:10:00~12:00  
 ○午後の部:13:30~15:30

2. 本日の進め方について

3. 都市計画マスタープラン全体構想(案)について

- ・資料1を用いて、基本的事項（計画の位置づけ、策定体制、スケジュール等）及び全体構想（案）の概要について説明

—10分程度休憩(飲み物、茶菓子をテーブルに配布)—

4. ワークショップの進め方について

- ・ワークショップのテーマや流れ、意見の出し方について説明

5. 地域の現況・住民意向について

- ・地域の現状データ資料2を用い、地域の現況や市民意向について説明

6. 地域の良さや将来の姿について意見交換

- ・グループテーブルに分かれ、地域の良さについて意見交換  
 （各自意見をカードに記入→模造紙上でグルーピング・カテゴリー分類し、意見整理・まとめ）
- ・地域の良さをもとに、これを活かした地域の将来像について意見交換

7. まとめ —意見・提案発表—

- ・グループテーブルで出された意見、提案をグループごとに発表

8. 事務連絡・閉会

第1回地域別懇談会の様子(午前の部)



第1回地域別懇談会の様子(午後の部)



# 東豊中学校区

【将来の姿(イメージ)】

緑を大切にできるまち

幅広い年代が  
快適に生活できるまち

高齢者の方が住みやすい街

広域的な道路のつながりを  
より強化  
(七ヶ浜とつながる橋)

子どもが自由に遊べる  
地域

親以外の方々に子どもを  
育てて貰える地域

子育て世代の  
住みやすい地域

【地域の良いところ】

## 自然が身近

特筆すべきところは特にな  
い。海に近い(七ヶ浜との広域  
水に関わる自然に近い)

東豊地域(自然が豊か(海に近い)  
七ヶ浜との連携  
高台)

緑地帯が多く、住みやすい  
散歩しやすい

グランドゴルフ

真山運河の歴史

大きな公園もあるが、  
住宅地には小さな公園もあり、  
子どもが楽しく遊んでいる

緑地公園で遊べる

海が近い

釣りができる真山堀

川が流れている

まだまだ伸ばす余地のある街

## 道路・バス路線・店・生活利便性

バス路線が多い

幹線道路が近く、通勤  
(運転)しやすい

病院が身近にある  
(坂病院・赤石病院)

大きいお店がある

ウォーカーブルな環境が  
整っている

大きいお店がある

JR 快速が便利だった  
(今は各駅停車)

自然が程良くある

緑地公園で遊べる

地盤が良い

災害に対して強いところが  
多い  
(高台・水害対策)

緊急避難路  
笠神八幡線が整備された

水害が少ない(特に笠神)

地盤が良い(下馬など)

地盤が良い

## コミュニティ

子どもの見守り隊がいる  
狭い道の交通整理

大代公民館に子どもが集まれる  
児童館的な高校生がランテニア

大代地区公民館で  
様々な事業をやっている

昔から住んでいる地域の人の  
仲が良い

地域防災活動が活発

多賀城高校が近くにある  
道路ができて便利になった

笠神会館で様々な活動ができる  
(高齢者の方が元氣)  
ヨガ・カラオケ等

自衛隊の官舎があり、定住す  
る人が増えた

災害の対策が進んでいる。  
堤防の嵩上げ

防災対策が進んでいる

## 第二中学校区

【将来の姿(イメージ)】

自然がある(調和した)コンパクトシティ

人との和を生かして地域づくり出来たら良い。

高齢者が暮らしやすい町に

外の人が集まる街

仙石線の駅が欲しい(公共交通利便の良い街)

都市計画道路の整備  
高橋公園の整備

公園の整備

【地域の良いところ】

平坦で移動しやすい

平地である

地形が平  
(歩きやすい・自転車移動しやすい)

暮らしやすい(特に施設が多い)

七十七銀行近い  
郵便局があるが少し遠い  
(地域の端)

買い物・銀行  
コンビニが近い

イオン・アウトレットに  
行きやすい  
高速道路に乗りやすい  
通勤しやすい

粗大ゴミが無料

仙台市の恩恵

仙台市の開発の勢いを受けた

仙台市の施設が近い

仙台市域と隣接している  
(避難所は仙台市が近い)

仙台市営バスが  
運行している

水道水が良い  
(仙台市の復旧が早い)

コミュニティの良さ

挨拶してくれる

高齢者・地域の活動が  
盛ん

通勤・交通が便利

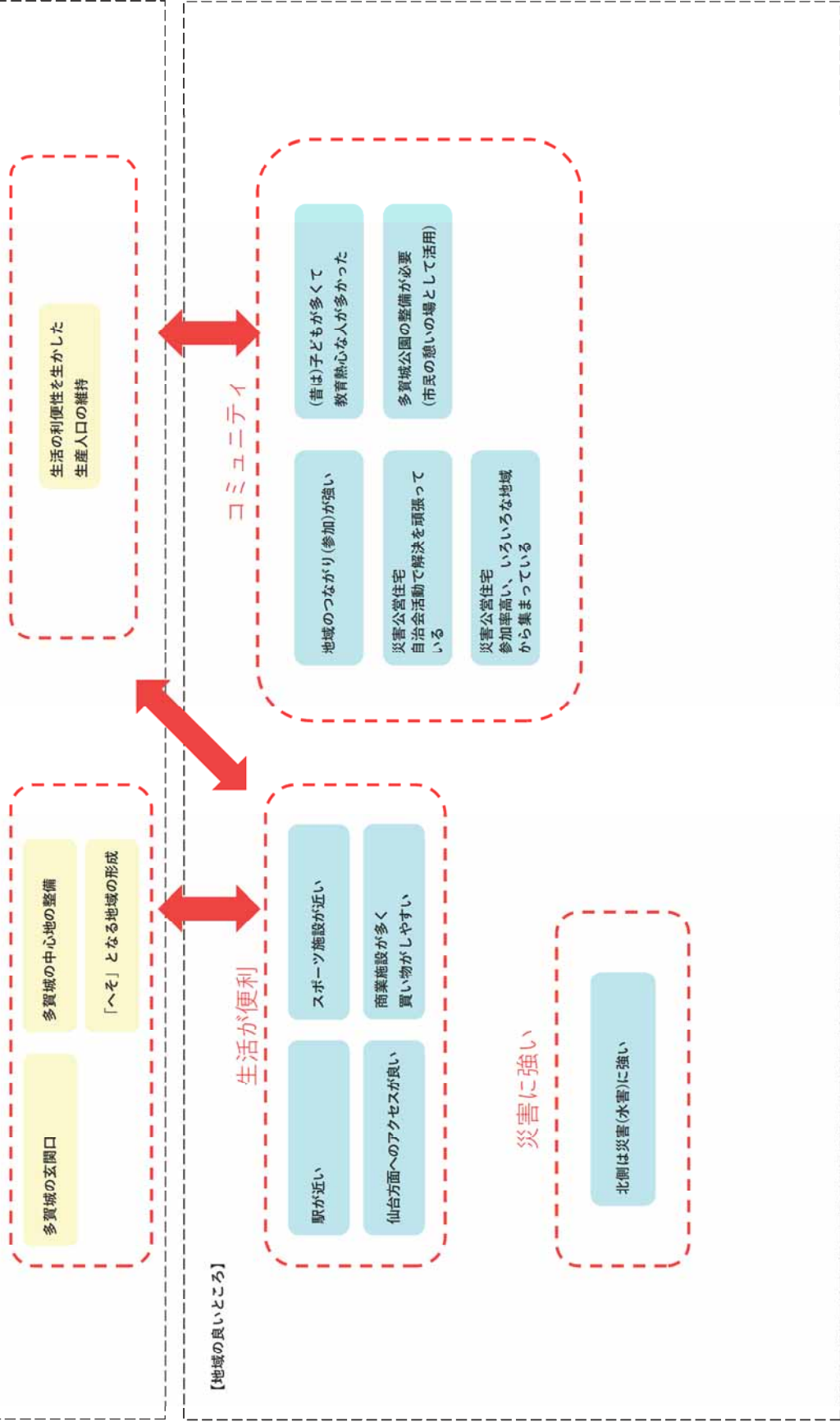
通勤しやすい

実家に帰りやすい



## 多賀城中学校区

【将来の姿(イメージ)】



【地域の良いところ】

# 高崎中学校区

## 安心安全

## 暮らしの充実

## 集い・にぎわい

【将来の姿(イメージ)】

地域の共通イメージがあると良い  
史跡の整備・砂押川の整備  
(かわまちてらす的な)

安全・安心に暮らせる地域  
建物・インフラのバリアフリー

挨拶が行きかう地域  
高齢者と子どもたちが一緒に暮らせる地域

日常生活も、災害に対しても安心して住み続けられる街  
日常の時間がゆっくりと流れる地域

人が集う街(教育等) 歴史・史跡を生かした人が集う街  
観光地としての街づくりを行う

住民も観光客も多く集まるまち、いごちが良いまち  
身近な公園・いごいの場に常に人が集まる

## 地域イメージ

【地域の良いところ】

### 交通

交通のアクセスが良い  
多賀城駅・国府多賀城駅へのアクセスの良さ・利便性

仙台圏に近い  
交通が便利  
JRが近い・アクセスが良い

### 川

砂押川がある  
砂押川の景観と野鳥の飛来

砂押川の景観が良い

### 街路樹

高崎大代線の街路樹  
学院大周辺のサクラ並木

### 歴史

史跡が近くにある  
歴史・史跡が多い

整備された多賀城跡寺  
歴史的資源がある

### 生活利便

住宅地としては新しい家が多い  
住民の入れ替わりが多い

病院の充足率が高い  
コンハクトな地域に生活に必要なものが揃っている

市役所・公共施設が充実  
道路が整備されている

災害のリスクが低い

## (2) 第2回地域別懇談会

## 多賀城市都市計画マスタープラン策定に係る第2回地域別懇談会 進行要領

9/9(土)

○午前の部: 9:30~11:00 山王地区公民館

○午後の部 1:13:00~14:30 大代地区公民館

○午後の部 2:15:30~17:00 サボセン

## 1. あいさつ

## 2. 本日の進め方(ワークショップの進め方含む)について

- ・ワークショップのテーマや流れ、意見の出し方について説明

## 3. 第1回地域別懇談会の振り返りについて

- ・資料1を用いて、当該中学校区における第1回地域懇談会の結果について説明

## 4. 地域の将来像を実現するための取り組みについて

- ・グループテーブルに分かれ、第1回地域懇談会の結果を踏まえ、地域の将来像を実現するための取り組みについて意見交換  
(各自意見をカードに記入→模造紙上でグルーピング・カテゴリー分類し、意見整理・まとめ)
- ・挙げられた取り組みの実施主体(主に誰か実施するのか)について意見交換

## 5. まとめ -意見・提案発表-

- ・グループテーブルで出された意見、提案をグループごとに発表

## 6. 事務連絡・閉会

## ■第二中学校区

第2回地域別懇談会の様子（会場：山王地区公民館）



### 【地域のまちづくりに対するご意見】

- 山王駅前のバリアフリー化が必要。
- 散発的なイベントで人が徐々に集まるようになった。今後は、それを継続する必要がある。
- （都）清水沢多賀城線をつなげたい。

■東豊中学校区

第2回地域別懇談会の様子（会場：大代地区公民館）



都市計画マスター  
プランの概要

まちづくりの視点  
及び現状・課題

基本構想

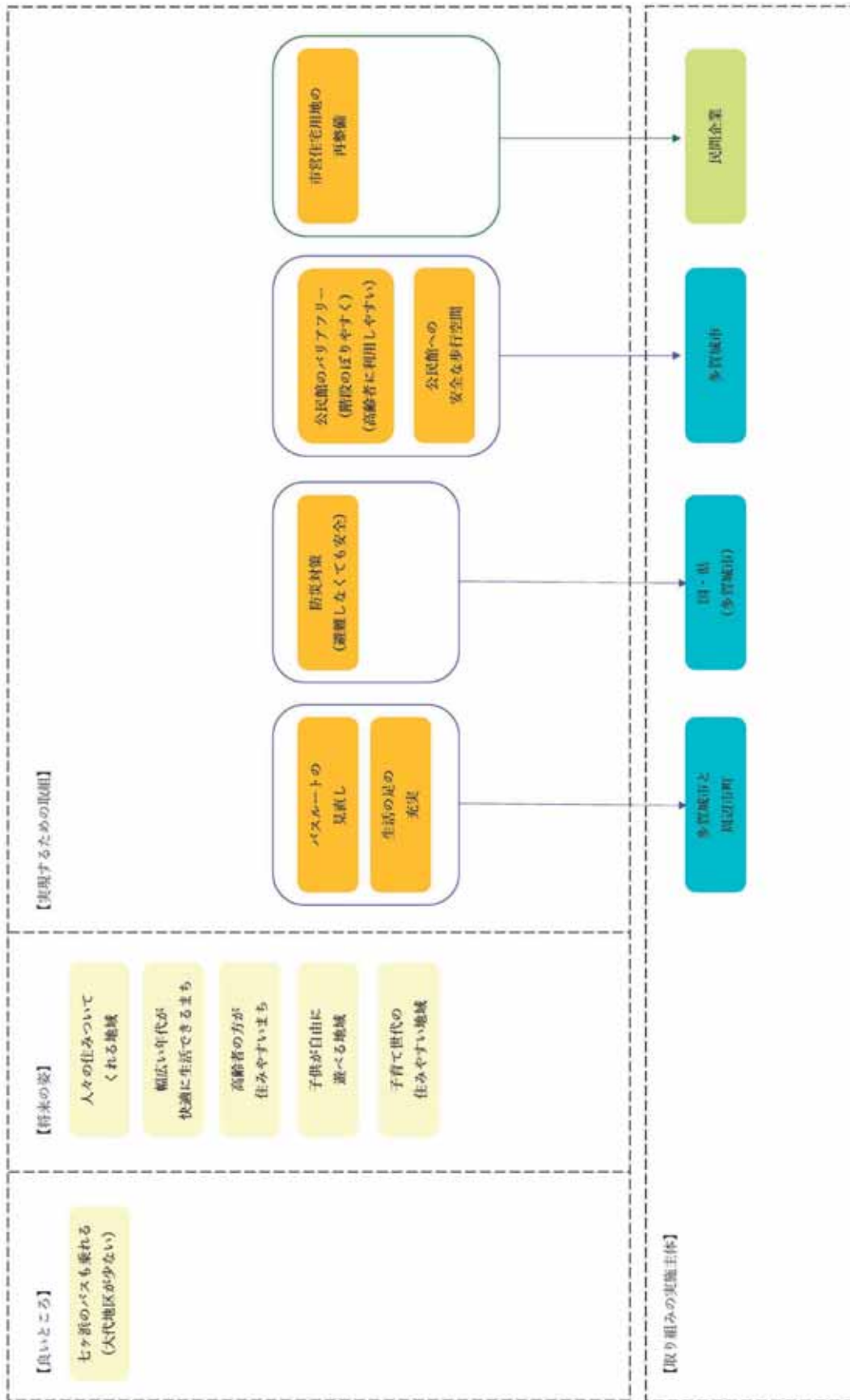
分野別方針

地域別構想

計画の実現に  
向けて

参考資料

# 東豊中学校区



■多賀城中学校区、高崎中学校区

第2回地域別懇談会の様子（会場：市民活動サポートセンター）



都市計画マスター  
プランの概要

まちづくりの視点  
及び現状・課題

基本構想

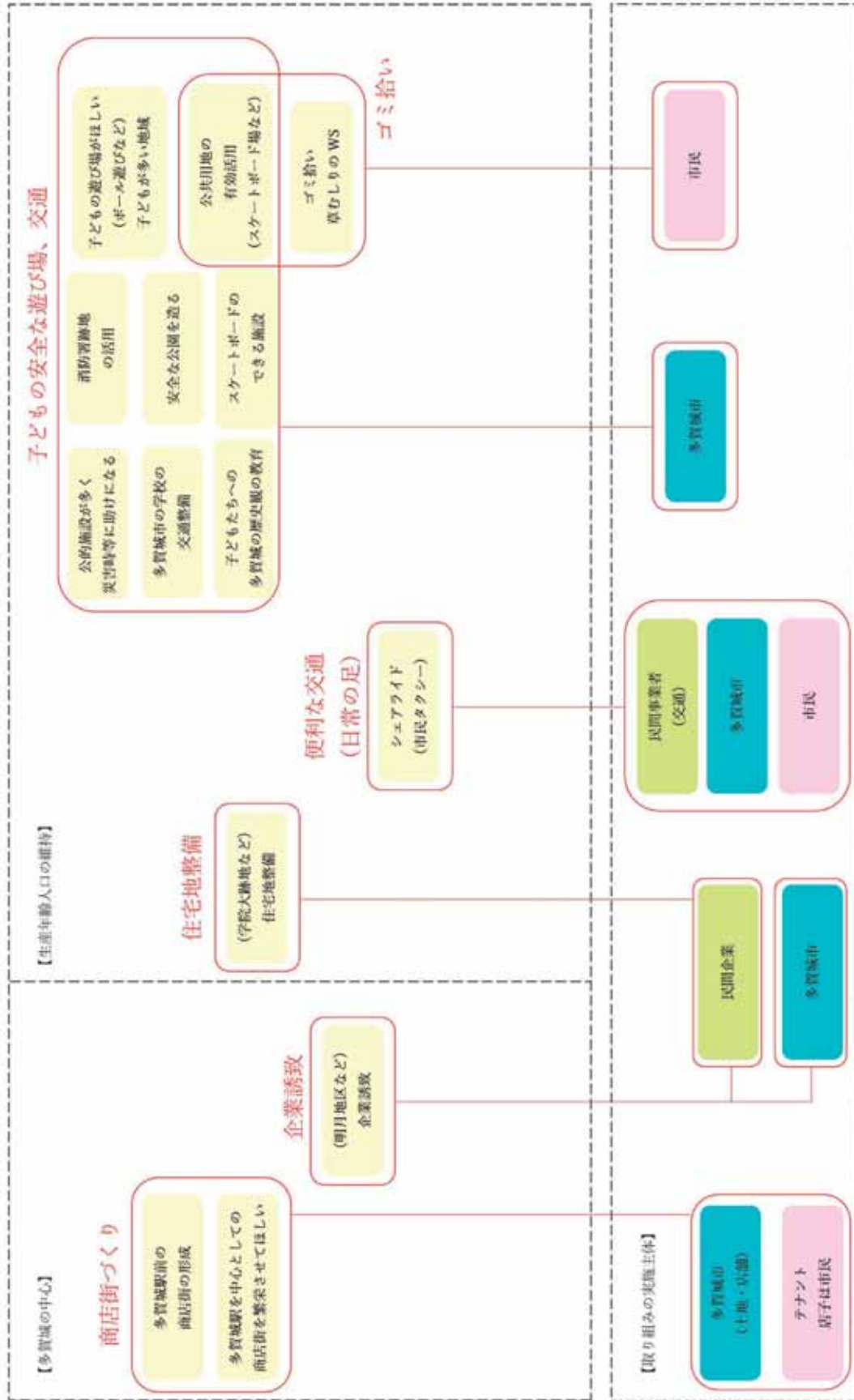
分野別方針

地域別構想

計画の実現に  
向けて

参考資料

# 多賀城中学校区

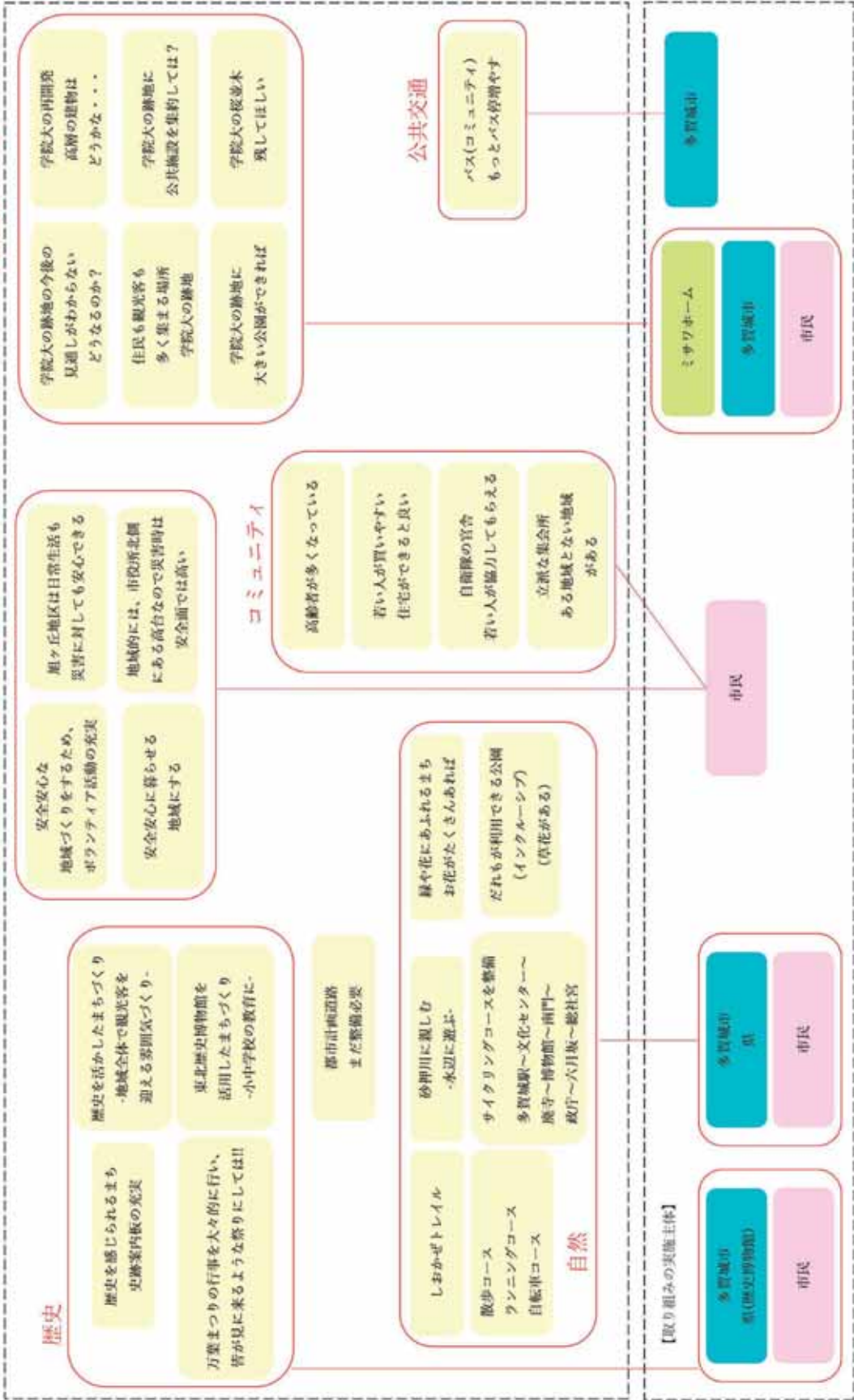




高崎中学校区

安全・安心

学院大どうする



## 4. 用語集

---

### あ行

#### ■遺構

建物の柱穴や溝のように土地に残った人の活動の痕跡のこと。

#### ■移動円滑化促進方針

市町村が、国が定める基本方針に基づき、単独又は共同で当該市町村の区域内建築物や道路等の面的・一体的なバリアフリー化を図るために作成する方針（マスタープラン）のこと。広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしている。

#### ■ウォークアブル

「歩く」の“walk”と「～できる」の“able”を組み合わせで作られた「歩くことができる、歩きやすい」という意味の形容詞“walkable”（ウォークアブル）の名詞形で、地域環境の歩きやすさを表す概念。

#### ■雨水及び汚水ストックマネジメント計画

雨水及び汚水排水施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは事業計画ごとに策定する。

#### ■歌枕

和歌に多く詠み込まれる名所・旧跡。

### か行

#### ■カーボンニュートラルポート（CNP）

産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等の取組。

#### ■開発指導要綱

乱開発による環境の悪化や急激な人口増による公共設備の整備の遅れを防ぐため、地方公共団体が宅地開発事業に対して定めた開発規定のこと。

#### ■既存ストック

今まで整備されてきた道路、公園、下水道、公共施設等。

## ■緊急輸送機能

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な機能。

## ■区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度である。都市計画法第7条で規定され、「線引き」とも呼ばれる。

## ■塩竈街道

仙台国分町芭蕉の辻から南宮、市川を経て鹽竈神社へと至る街道で、周辺には名所旧跡も多く、観光の道としても知られ、江戸時代から多くの文人もこの街道を往来したと言われる。

## さ行

### ■市街化区域

都市計画法第7条第2項で規定される、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### ■市街化調整区域

都市計画法第7条第3項で規定される、市街化を抑制すべき区域。

### ■修景施設

植栽、芝生、花壇、生垣、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの。

### ■樹林地

土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。

### ■スマートモビリティ

自動運転等のデジタル技術を活用した交通・移動手段。

## た行

### ■地区計画

都市計画法第12条の4第1項で規定される制度で、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために、必要な事項を定める地区レベルの都市計画。

### ■デジタル田園都市国家構想

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしつつ、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーの実現、地方活性化の加速を目的とした構想。

## ■特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するために、市町村が計画決定した地区。

## ■都市機能

都市の持つ様々な働きやサービス。商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能の総称。

## ■都市計画

都市計画法第 4 条で規定される都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

## ■都市計画道路

都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に規定される、都市計画に定めることのできる施設の 1 つ。ルート、幅員などを決定し、計画的に配置した道路。

## ■都市施設

道路、公園、下水道等、都市機能の確保のために必要なまちづくりの骨格となる施設。このような施設のうち必要なものを都市計画決定している。

## ■土地区画整理事業

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに、敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するよう、区画形質の変更を行う事業。

## な行

なし

## は行

### ■バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害者等が利用する施設が集まった地区に、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもの。

### ■保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## ■包括連携協定

企業等との相互の連携を強化し、地域の活性化や市民サービスの向上を目的として締結される協定。

## ま行

### ■まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法により策定が定められている、国との適切な役割分担の下、市町村の実情に応じた施策の実施等が記載された、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略のこと。

## や行

### ■優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。

### ■用途地域

都市計画法第8条第1項に規定する地域地区の1つであり、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を13種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。

## ら行

### ■ライドアラウンド

株式会社ルーツ・スポーツ・ジャパンが主催するサイクルツーリズム事業の1つ。スマートフォンアプリ「maplife」を活用し、自転車でもエリアを周遊する期間分散型サイクリングキャンペーン。

### ■歴史的風致維持向上計画

文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管で「歴史的風致」（地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境）の維持及び向上を図るために制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成する計画。

## 英字

### ■MaaS

「Mobility as a Service」の略で、鉄道やバスといった公共交通のみならず、タクシー、レンタカー、シェアサイクルなども対象に、検索方法やルート案内、支払い方法を一元化し、移動全体を一つのサービスとして提供し、使いやすくする考え。

## ■Park-PFI

公募設置管理制度。都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きのこと。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

## ■PFI

「Private Finance Initiative」の略で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理を行う公共事業の手法。